

## 愛別町地域公共交通計画の概要

### 1. 経緯

令和 6年 6月27日作成

令和 6年 6月27日公表

### 2. 愛別町地域公共交通計画の区域

愛別町全域

### 3. 愛別町地域公共交通計画に関する基本方針

公共交通の利用者及び地域住民はもとより、国・北海道・関係市町・交通事業者等との幅広い連携のもと、本町における公共交通の利便性の向上や多様な交通手段の最適化を図り、持続可能な町内交通及び日常生活圏における広域交通ネットワークの構築を目指す

#### <各バス路線の維持・確保の方針>

##### ●国道40号線方面

路線名：愛別線（地域間幹線系統）

役割：①病院への通院や旭川市内の高校への通学など地域住民の生活交通として機能している

②北海道美深高等養護学校あいべつ校生徒の通学手段として機能している

方針：①運行事業者や沿線自治体と連携の上、将来にわたり持続可能な維持・確保を図っていく

②利用者及び地域住民のニーズを踏まえ、積極的な路線再編を行うとともに、国の地域公共交通利便増進事業等の活用を図る

##### ●国道39号線方面

路線名：層雲峡線（地域間幹線系統）

役割：①病院への通院や旭川市内の高校への通学など地域住民の生活交通として機能している

②北海道美深高等養護学校あいべつ校生徒の通学手段として機能している

方針：①運行事業者や沿線自治体と連携の上、将来にわたり持続可能な維持・確保を図っていく

②利用者及び地域住民のニーズを踏まえ、積極的な路線再編を行うとともに、国の地域公共交通利便増進事業等の活用を図る

●愛別地区⇔協和地区方面

路線名：協和二股線（フィーダー系統）

役割：①交通空白地帯の解消に機能している

②鉄道を含む広域交通への接続の起点として機能している

③町内診療所や商店街、温泉施設への移動、町内事業所への通勤など、地域住民の生活交通として機能している

方針：①地域住民の重要な公共交通機関であることから、将来にわたり持続可能な維持・確保を図っていく

②利用者の意見や要望を踏まえ、鉄道や地域間幹線系統への接続を考慮した運行ルート・時間帯を設定するとともに、国の地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の積極的な活用を図る

4. 愛別町地域公共交通計画の目標

<目標1> 官民連携による取組の推進

●少子高齢化や人口減少に伴う公共交通を取り巻く環境が大きく変化してきており、交通事業者における公共交通の維持・確保に限界が生じてきているため、官民連携による町内交通ネットワーク及び日常生活圏における広域交通ネットワークの持続可能な維持・確保を図り、公共交通の最適化を進める

【実施する施策及び定量目標】

①愛別町地域公共交通活性化協議会での協議の促進

（目標値）

協議会の開催 年2回

②北海道上川地域公共交通活性化協議会への参画

（目標値）

協議会への参加 年2回

<目標2> 利用者・交通事業者等のニーズの把握

●公共交通の維持・確保や利便性の向上、最適化を進めるにあたっては、利用者及び地域住民、交通事業者等の意向が重要であることから、適宜、ニーズ等の把握を行う

【実施する施策及び定量目標】

①利用者及び交通事業者等に対するニーズ調査の実施

（目標値）

5年間で2回実施（令和7・9年度）

<目標3> 持続可能な公共交通の維持・確保

- 公共交通の必要なサービス水準を検討するとともに、少子高齢化及び人口減少時代にも対応可能な公共交通の最適化を進める
- 国の補助事業を最大限に活用し、持続可能な公共交通の維持・確保の推進を図る

【実施する施策及び定量目標】

①町営デマンドバスの維持・確保

(目標値)

利用者数	4, 695人
1運行当たり輸送人員	4.3人
収支率	10.4%
町負担額	2,000千円

②地域間幹線系統の維持・確保

(目標値)

2路線延べ町内利用者数 23,000人

<目標4> 利便性・持続可能性の向上に資する取組の推進

- 乗務員不足等への交通事業者の取組に対する必要な支援を行い、公共交通の持続可能性の維持・確保を図る
- 利用者及び地域住民の意向を十分に踏まえ、交通事業者が実施する利便性向上に資する取組を推進するとともに、必要な支援を行う

【実施する施策及び定量目標】

①公共交通の利便性向上に資する取組の推進

(目標値)

ダイヤ調整 年1回

町営デマンドバス車両更新 5年間で1回実施(令和8年度)

5. 事業の概要及び事業の実施主体

- ①愛別町地域公共交通活性化協議会での協議の促進(実施主体:愛別町地域公共交通活性化協議会)
- ②北海道上川地域公共交通活性化協議会への参画(実施主体:北海道上川地域公共交通活性化協議会)
- ③利用者及び交通事業者等に対するニーズ調査の実施(実施主体:愛別町)
  - ・公共交通アンケート調査等の実施
- ④町営デマンドバスの維持・確保(実施主体:愛別町)
  - ・交通空白地帯である愛別地区から協和地区におけるデマンドバスの運行
  - ・地域公共交通確保維持改善事業(地域内フィーダー系統確保維持費補助金)の実施

- ⑤地域間幹線系統の維持・確保（実施主体：愛別町）
  - ・広域バス路線の愛別線及び層雲峡線の維持・確保
  - ・地域公共交通利便増進事業等の実施
- ⑥公共交通の利便性向上に資する取組の推進
  - ・鉄道及び地域間幹線系統に接続可能なダイヤ調整の実施
  - ・町営デマンドバスの車両更新の実施

## 6. 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

### <評価の方法>

- 評価は計画の推進状況や数値目標に対する結果、更には事業推進にかかるプロセスなど、PDCAサイクルの運用により総合的に評価を行う
- 評価にあたっては、毎年度、愛別町地域公共交通活性化協議会での協議を経るものとする

### <評価の体制>

- 愛別町地域公共交通活性化協議会での協議を経る  
（協議会構成）

構 成 町：愛別町

北 海 道 運 輸 局：旭川運輸支局

北 海 道：上川総合振興局

公共交通事業者等：北海道旅客鉄道株式会社  
道北バス株式会社  
旭川地区ハイヤー協会  
愛別ハイヤー有限会社  
私鉄総連道北バス支部

道 路 管 理 者：北海道開発局旭川開発建設部旭川道路事務所  
北海道上川総合振興局旭川建設管理部  
愛別町建設管理課

関係する公安委員会：北海道警察旭川方面旭川東警察署愛別駐在所

住 民 代 表：金富地区、厚生地区、伏古地区、協和地区、本町地区、  
北町地区、南町地区、愛別地区、東町地区、豊里地区、  
中央地区、愛山地区、愛山町地区 全13地区

## 7. 計画期間

令和6年度～令和10年度（5年間）

8. 法第6条に定める協議会の有無

○ 有 ・ 無

設立年月日：令和6年1月23日設立

名称：愛別町地域公共交通活性化協議会

協議会構成：構成町 愛別町

北海道運輸局 旭川運輸支局

北海道 上川総合振興局

公共交通事業者等 北海道旅客鉄道株式会社

道北バス株式会社

旭川地区ハイヤー協会

愛別ハイヤー有限会社

私鉄総連道北バス支部

道路管理者 北海道開発局旭川開発建設部旭川道路事務所

北海道上川総合振興局旭川建設管理部

愛別町建設管理課

関係する公安委員会 北海道警察旭川方面旭川東警察署愛別駐在所

住民代表 金富地区、厚生地区、伏古地区、協和地区、  
本町地区、北町地区、南町地区、愛別地区、  
東町地区、豊里地区、中央地区、愛山地区、  
愛山町地区 全13地区

9. 法第5条第10項に定められている関係者との協議

協議相手先：愛別町地域公共交通活性化協議会

協議成立年月日：令和6年6月27日

10. 法第5条第7項に定められている利用者の意見の反映

- 愛別町地域公共交通活性化協議会に地域住民代表が参画し、2回にわたり協議会での議論を行った

地域住民代表：金富地区、厚生地区、伏古地区、協和地区、本町地区、北町地区、  
南町地区、愛別地区、東町地区、豊里地区、中央地区、愛山地区、  
愛山町地区 全13地区

協議会の開催：令和6年6月12日、令和6年6月26日（書面）

協議の結果：意見・要望等なし

- パブリックコメントを実施した

実施期間：令和6年6月14日から令和6年6月21日まで

実施結果：意見・要望等なし

1 1. その他

①法第7条による提案の有無 有 ・ (無)

②国の支援制度の活用予定

- 地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費補助金）  
町営デマンドバス（協和二股線）の運行
- 地域公共交通利便増進事業  
地域間幹線系統（愛別線・層雲峡線）の運行及び再編